

電子入札システムの導入について

1 電子入札の導入

田村市においては、入札における公正性、競争性の向上及び入札事務の効率化等を図るため、入札と開札の手続きに関してインターネットを利用して行う「電子入札」を、令和2年11月1日以降に実施する工事入札の一部から導入いたします。

2 電子入札の対象

電子入札対象入札は、条件付き一般競争入札のうちS、特A、Aランクを対象とした土木一式工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、上水道工事、下水道工事で、田村市競争入札参加者資格審査委員会においてあらかじめ指定するもの。指名競争入札のうちS、特A、A、Bランクを対象とした土木一式工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事、上水道工事、下水道工事と工事に伴う委託業務で、田村市工事等指名運営委員会においてあらかじめ指定するもの。

※ 電子入札の対象とならない案件については、従来どおりの会場での入札となります。 また、電子入札の対象案件は、工事及び工事に伴う委託について段階的に拡大していく予定です。

3 ICカード・カードリーダーの準備

電子入札をご利用いただくためには、競争入札参加資格者に登録されている代表者（受任者を登録されている場合は受任者）名義のICカードが必要です。詳しくは、J A C I Cコアシステム開発コンソーシアムのホームページで確認してください。

(https://www.cals.jacic.or.jp/coreconso/inadvance/agencylist.html#core_saiyo)

4 電子入札利用者登録

電子入札を利用するための業者番号については、電子メールにて通知することとしますので、電子入札参加対象案件が公告された段階で田村市へ電子メールを送信してください。別添の利用者登録手順にしたがい登録していただき、ご登録が完了しましたら電子入札システムをご利用できます。

5 電子入札開始時期

令和2年11月1日以降に入札を執行する案件から適用いたします。

電子入札実施方法について

1 電子入札システムの利用時間

システムの利用時間は下記のとおりです。

電子入札システム：入札書の送信等、入札に関する事務手続きを行うシステム。

午前8時30分から午後8時まで

情報公開システム：設計図書の閲覧や入札結果を確認する情報システム。

午前6時から午後11時まで

ヘルプデスク：システムの利用方法や障害発生時の対処方法等の問い合わせ先

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）

ただし、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に定める祝日、12月29日から翌年の1月3日までを除きます。

2 公告

電子入札の公告については、現行のとおり市ウェブサイトにおいて公表いたします。

また、従来どおりの会場で行う入札の公告についても、市ウェブサイトにて公表いたします。

3 設計図書の閲覧方法

設計図書は、原則として情報公開システムにおいて公表いたしますので、以下の手順により閲覧してください。

ただし、設計書の容量によっては情報公開システムに掲載できない場合もありますので、その際は、現行のとおり、紙による閲覧を行います。

4 設計図書等に対する質疑応答

設計図書等に対する質問及び回答は、原則として電子入札システムにより行います。

質問書は、以下の手順により送信してください。

①電子入札システムのトップメニュー画面を表示し、「説明要求」ボタンを押下します。

②対象案件を選択し、「質問入力」ボタンを押下します。

③現行の「設計図書等に関する質問書」に質問内容を入力し、「添付資料追加」ボタンを押下し、当該質問書を添付ファイルとして追加します。

※ 「設計図書等に関する質問書」については、市ウェブサイトの「企業・事業者」→「入札・契約」→「公共工事の入札と契約の公表」→「入札関係様式」に掲載してあります。

④「登録」ボタンを押下し、完了となります。

5 入札参加資格申請書等の送信

入札参加申請書（電子入札システムにおいては、「競争参加資格確認申請書」となります。）、入札参加資格確認資料については、以下の手順により送信してください。

(1) 条件付き一般競争入札の場合

①「競争参加資格確認申請書」と併せて入札参加資格確認資料を添付ファイルとして送信してください。

なお、送信の際は、必ずコンピュータウイルスのチェックを行ってください。

②資格確認後、「入札参加資格確認通知書」を送信します。

③②の通知書を受信後、公告で定められた期間内に入札書を送信してください。

なお、入札参加資格確認資料に係る電子ファイルの容量（ファイルは複数添付可）が合計で2メガバイトを超える場合については、エラーメッセージが表示され送信できません。

この場合は紙による提出としますので、「競争参加資格確認申請書」のみを電子入札システムにより送信してください。

6 入札書の送信

(1) 入札書の送信

登録されたICカードで電子入札システムへログインし、以下の手順により、必要事項を入力して送信してください。

①入札金額の入力

落札決定に当たっては、入力された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入力する金額は当該10パーセントに相当する額を除いた金額としてください。

②「くじ入力番号」の入力

「くじ入力番号」の部分に、000～999の3桁の任意の数字を入力してください。

同価格の入札があった場合の順位決定をシステムが自動で行う、電子くじの「くじ番号」の計算に使用されます。

なお、システムの設定上、「入札金額」又は「くじ入力番号」のいずれかが未入力の場合は、入札書の送信ができませんので、ご注意願います。

③入札書の送信

「提出内容確認」ボタンにより内容を確認後、「印刷」ボタンにより印刷を行います。

最後に「入札書提出」ボタンを押下し、入札書の送信を行います。

※ 入札書は一度送信すると、修正及び再送信ができなくなります。

また、入札書はこの画面でのみ印刷が可能となっておりますので、印刷し、保管しておくことをお勧めいたします。

(2) 入札期間

公告により入札期間が定めてありますので、必ず期間内に送信してください。

期間前又は期間後には、入札書を送信することはできませんので、ご注意願います。

(3) 入札書送信の確認

期間内に「入札書提出」ボタンを押下した後、「入札書受信確認通知」が表示された時点をもって入札書が送信された状態となりますので、ご確認ください。

なお、入札書が正常に送信されると、市から「入札書受付票」が自動送信されます。

入札書受付票はこの画面でのみ印刷が可能となっておりますので、控えが必要な場合は、印刷を行ってください。

また、入札期間中に設計図書等に関する質問書が提出される場合がありますので、公告で定められた回答期限を確認し、その後、送信することをお勧めします。

7 工事費内訳書の提出について

入札書の提出と併せて、工事費内訳書を必ずコンピュータウイルスのチェックを行った上で提出してください。

なお、圧縮ファイルにより提出する場合には、ウイルスチェックができなくなりますので、パスワードは設定せずに提出してください。

8 紙入札について

電子入札への参加は、電子入札に使用できるICカードを取得し、かつ田村市電子入札システムへの登録が完了していることが条件となります。

ただし、次の理由で電子入札に参加できない入札参加者は、市が承認した場合に限り、電子入札対象案件への紙入札を行うことができます。

(1) 紙入札が認められる場合

- ① 入札参加者の責めによらない下記の事由に起因する電子入札システムの障害により、電子入札のシステムを利用した手続を行うことができない場合
 - ア 自然災害
 - イ 広域又は地域的停電
 - ウ プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等
- ② ICカードの事故（紛失、破損等入札参加者の責めに帰すべき事由を除く。）でICカードが使用できなくなった場合で、ICカードの再発行の手続を予定し、又は手続中の場合
- ③ ICカードの名義人が退職、異動等により、当該ICカードを使用することが不能となった場合で、ICカードの再発行の手続を予定し、又は手続中の場合
- ④ その他入札参加者の責めによらない場合で、紙入札等を行うことがやむを得ないと市長が認める場合

(2) 紙入札の手続き

開札日前日の午前8時30分から午後3時までの間に「紙入札承認願」を持参の上、財政課管財係へ提出してください。

※ 開札日の前日までに、承認の可否について「紙入札承認（不承認）通知書」により、ファクシミリ又は電話等で回答いたします。

(3) 「紙入札用入札書」の提出

紙入札の承認後、「紙入札用入札書」に必要事項を記入し、開札日当日の午前8時30分から午前9時までに持参の上、財政課管財係へ提出してください。

提出時間を過ぎて提出された入札書は受理いたしませんので、後ほど辞退届を提出してください。

なお、入札書には、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（委任先を設けている場合には委任先の営業所等の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）を記入し、代表者印を鮮明に押印してください。

また、代理人が提出する場合は、入札書に会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名及び

代理人の氏名を記入し、代理人の印を鮮明に押印の上、委任状と併せて提出してください。

※ 市職員が、当該入札書に記載されている「入札金額」及び「くじ入力番号」を入力します。
「くじ入力番号」の記載がない場合又は3桁の数字でない場合、(例：左詰2桁の数字又は右詰2桁の数字)並びに数字以外の文字や記号が記載されている場合は、一律「999」を入力します。

9 入札の辞退

入札を辞退する場合は、次の方法により手続きしてください。

◆電子入札システムによる申請

電子入札システムへログインし、開札前までに入札辞退の申請をしてください。

[電子入札を使用できない場合の辞退の方法]

開札前までに、紙により「辞退届」を財政課管財係へ提出してください。

10 開札について

(1) 開札場所

公告で指定する場所において行います。

(2) 立会い

電子入札においては、立会いが不要となります。

(3) 電子くじ

電子入札において、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、電子くじにより落札者を決定いたします。

電子くじは、「くじ番号」により落札者を決定するものであり、「くじ入力番号」は電子入札システムにおいて入札金額と同様に入力が必要となる任意の3桁の番号になります。

くじ入力番号と電子入札システムが自動的に発行する乱数により、電子入札システムが「くじ番号」を自動計算し、落札者を決定する機能です。

(4) 開札後の流れ

①条件付き一般競争入札の場合

開札後、当該入札の参加者全者に対して、落札候補者となった方をお知らせする「保留通知書」を送信します。

資格審査を行い、落札者決定後、当該入札の参加者全者に対して、落札者となった方をお知らせする「落札者決定通知書」を送信します。

落札者となった方は、速やかに発注課へお越しいただき、契約書等の受取をお願いします。

なお、契約日は、落札者決定の翌日を予定しております。

※ 落札予定者の資格がないことが確認された場合は、再度「保留通知書」を送信し、次順位者の審査をします。

11 入札の無効

田村市入札心得の規定によるもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効となりますので、十分に確認の上、提出してください。

- ① ICカードを不正に使用して行われた入札
- ② 承認を得ないで行った紙の入札
- ③ 同一の入札参加者が電子入札と紙入札の両方を行ったときの紙入札

12 入札回数について

(1) 入札回数

2回を限度とし、落札者がいない場合には随意契約とすることがあります。
なお、見積書の送信も2回を限度とします。

(2) 再度の入札

初度の入札後、速やかに入札参加者に対して電子入札システムにより通知いたしますので、当日の指定された時間までに2回目の入札書を送信してください。

なお、紙入札参加者に対しては、ファクシミリ又は電話等により連絡します。

(3) 再度の見積り

随意契約となった場合には、速やかに当該者に対して電子入札システムにより通知いたしますので、通知で指定する日時までに見積書を送信してください。

なお、併せて電話連絡をいたします。

また、紙入札参加者に対しては、ファクシミリ又は電話等により連絡します。

13 公表

入札結果等については、従来どおり市のウェブサイトにおいて公表いたします。

14 ICカードの不正使用について

ICカードの不正使用が判明した場合は、契約締結前であっても契約を締結しないこととし、契約締結後であっても契約を解除することができるものとします。

また、当該入札を行った者に対して、指名停止を行うことができるものとします。

15 電子入札の免責事項について

次の理由により発生した利用者の損害について、市は、責任を負わないものとします。

(1) 入札参加者が使用するコンピュータ、通信機器及び回線等の障害により、入札書等の提出が遅延若しくは不能となる場合、又は電子入札システムからの情報が表示遅延若しくは表示不能となる等により生じた入札参加者の損害。

(2) コンピュータ、電子証明書及び電子署名に係る偽造、変造、盗用、不正使用又はその他の方法により、他者が入札参加者になりすまして入札を行ったことにより、当該入札参加者本人に生じた損害。

(3) 天災、事変その他電子入札システム管理者の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。

16 その他

指名競争入札の場合については、下記の手順となります。

①電子入札システムにより指名通知書が送信されます。

指名通知書にパスワードを添付いたしますので、情報公開システムにおいてパスワードを入力し、閲覧してください。

②指名通知書で定められた期間内に入札書を送信してください。

③開札後、当該入札の参加者全者に対して、落札者となった方をお知らせする「落札者決定通知書」を送信します。

落札者となった方は、速やかに発注課へお越しいただき、契約書等の受取をお願いします。なお、契約日は、入札日の翌日を予定しております。

※ 再度の入札及び随意契約とした場合の見積りの手続きについては、「12 入札回数について」
のとおりとなります。

※ 不明な点等ございましたら、財政課管財係までご連絡ください。

財政課管財係 TEL：0247-81-2118

メールアドレス：nyusatsu@city.tamura.lg.jp

電子入札コアシステム対応民間認証局 連絡先情報一覧

(注) 各認証局から提供された情報に基づき記載しております。

(J A C I C コアシステム開発コンソーシアムHP より抜粋 2020/10/5 現在)

株式会社NTTネオメイト			
URL	http://www.e-probatio.com/	E-mail	ninshou@e-probatio.com
TEL	0120-851-240(フリーダイヤル)	FAX	06-6348-1016
三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社			
URL	http://www.diacert.jp/plus/	E-mail	japannet.info@mind.co.jp
TEL	03-6771-5108	FAX	-
株式会社帝国データバンク			
URL	http://www.tdb.co.jp/typeA/	E-mail	certinfo@mail.tdb.co.jp
TEL	0570-011999(ナビダイヤル)	FAX	03-5775-3128
東北インフォメーション・システムズ株式会社			
URL	https://www.toinx.net/ebs/info.html	E-mail	toinx.cert@toinx.co.jp
TEL	022-799-5566	FAX	022-799-5565
日本電子認証株式会社			
URL	https://www.ninsho.co.jp/aosign/	E-mail	ホームページの「お問い合わせ」から送信してください。
TEL	0120-714-240(フリーダイヤル)	FAX	03-5148-5695